山梨新報「直言」原稿

平成十六年三月十九日

「士農工商」への歴史的反撃

山梨大学　副学長　伊藤　洋

特許法第３５条第３項には、「従業者等は、契約、勤務規則その他の定により、職務発明について使用者等に特許を受ける権利若しくは特許権を承継させ、又は使用者等のため専用実施権を設定したときは、相当の対価の支払を受ける権利を有する」と書いてある。

法律用語独特の正確さのために実に読みにくいが、要するに企業などで従業員が行った職務発明を、その企業が譲り受けたり、またはそれを使って事業を行ったりした場合には、その従業員に「相当の対価」を支払え、というのである。問題は、「相当の対価」という定性的には問題がないが、定量的に意味不明の言葉の解釈である。

ここを主戦場に争われたのが「青色発光ダイオード訴訟」などと呼ばれる、中村修二米カリフォルニア大学サンタバーバラ校教授を原告とし、日亜化学工業（株）を被告とする裁判であった。一月三十日に行われた東京地裁の判決が、被告企業に対して二百億円を発明者である原告に支払えという巨額のものであったために、世界中に衝撃が走った。折りしも、「知的財産（ＩＰ）」の重要性が認識され始めた矢先であったことも、多くの関心を呼んだ原因であっただろう。

争いの内容は高度に技術的なものであるので、ここでは触れない。ただ、この発明によって、半導体を用いた発光素子とは、赤色、緑色に次いで光の三原色の青色が得られたために、その歴史的な意義は極めて優れたものであったし、当然のことながら世界中で開発競争を繰り広げている中での我が国の勝利であったから、国家的にも有益なものであった。また、その後に同じ中村教授によって青色発光レーザーが発明され、それを光源とするＤＶＤなどの光記憶装置の記憶容量が一桁以上増加するなど、この発明によって無数の技術革新が招来されたのである。

これらの功績によって、四国の一中小企業の技術者に過ぎなかった中

村さんに、01年朝日賞、02年米国ベンジャミン・フランクリン・メダルなどいう輝かしい賞が与えられ、裁判はともかく、世間は彼をとっくに賞賛したのであった。これによって、被告企業も栄誉に輝いたのであるが、それだけではなくこの発明の製品化によって、年間総売上百億円の一中小企業から千億円の大企業へと一夜にして変身したのである。実に、有能な技術者が居るとないのと天と地ほどの違いがあるのである。つまり、企業にとって技術者は打ち出の小槌を内蔵する魔法使いでもある内技のだ。

ところで、この衝撃的な判決が出されるやいなや、世界中に激震が走ったのだが、国内で見る限り肯定・否定相半ばして財界筋の反応は総じて否定的で、このような判決が続くようだと、企業経営のリスクが増加して、開発研究への投資意欲が減殺されるであろうというものが多かった。しかし、果たしてそうであろうか。

先端技術の開発競争は、世界中の知を総動員して片時も休むことなく続けられている。企業にとっても、社会にとっても、有能な技術者の確保は最優先課題である。それにもかかわらず、この国では、テクノクラートの地位が不当に低すぎる。官僚世界では未だに封建時代の「士農工商」が続いている。国でも地方でも、一般行政系の「士」が優遇されていて、技術系で次官に昇格できるのは国土交通省に例があるだけだ。今回の判決は、抑圧的な「士農工商」の階級制度に一石を投ずるものだったのだ。

この地裁判決の出た1週間後、筆者は陽光輝くサンタバーバラのキャンパスで中村教授にお会いした。当人は、判決の話には全く触れず、研究の話に終始した。筆者にとってはこの旅は、知的財産のアメリカにおける最近の動向を探るそれだったので、各地でこの「事件」を話題にした。総じて、アメリカのこの方面の専門家の反応は「当然」であって、何も珍しいことではなく、こういうことをアメリカンドリームと言うのだという意見であった。

スタンフォードやUCバークレーなどアメリカの一流大学の発明補償金比率は発明者に35%というのが通り相場だ。日本も、アメリカと競争して勝とうというのなら、この数値を参照しなくてはならない。それなのに「相当の対価」を2万円で済ませようというケチな了見では、何もコトは始まらないのだ。